令和５年度明るい選挙推進運動要領

鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会
鳥取県明るい選挙推進協議会

第１　趣旨

民主主義社会の基盤である選挙が明るく行われるためには、政治団体、政治家及び公職の候補者をはじめとする選挙運動に携わる者が良識ある行動をとることが大切であるとともに、有権者の一人一人が常日頃から積極的に社会の活動に参加し、豊かな政治常識を醸成し、主権者としての自覚を持って積極的に政治・選挙に参加することが必要である。

このことから、次に掲げる基本方針の下、各重点事項に取り組むことにより、政治・選挙の現状及び問題点等について県民の認識を深めることとする。

第２　基本方針

明るい選挙の推進に当たって、県・市町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会は、公益財団法人明るい選挙推進協会、教育機関、社会教育団体、青年団体、女性団体、報道関係機関等の各種団体と協働・連携し、明るい選挙推進運動を有効的かつ効率的に実施する。

近年、各種選挙の投票率は、若年層では低投票率が常態化し、さらに全世代にわたり長期的に低下傾向にあることが指摘されている。有権者の投票行動で、投票率の向上とともに投票の質の向上が重要である。これらを踏まえ、若年層の政治意識の高揚を図るとともに、全ての有権者が主権者としての自律的な投票行動を行うための啓発事業を一層推進することとする。

啓発事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、非接触の方法により実施するなど、状況に応じて効果的に実施するよう努める。

第３　重点事項

１　若年層に対する啓発

選挙権年齢が満１８歳以上に引き下げられ、憲法改正の国民投票の投票権年齢も満１８歳以上となった状況を踏まえ、教育機関等と連携して、授業、講義、研修会等への講師の派遣又は紹介を引き続き行うとともに、啓発冊子の配布等により、高校生や１８歳及び１９歳の若者をはじめとした若年層に対する啓発を積極的に推進する。

また、２０代前半の若者が全年代で最も投票率が低い要因の一つである進学、就職等に

伴う住所移転による住民票の異動や、子どもの将来の投票行動に結びつくいわゆる「子連れ投票」について、市町村、教育機関等と連携して積極的に周知を行う。

２　政治団体、政治家及び公職の候補者等に対する啓発

きれいな選挙や投票総参加のためには有権者への啓発はもとより、政治団体、政治家及び公職の候補者等への啓発も重要であるため、その実現に向けて積極的に活動を行う。

３　きれいな選挙の呼びかけ

政治に対する信頼を確立し、議会制民主政治の健全な発展を期するため、その基本である選挙では、選挙三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）をはじめとするルールを遵守し、公正公平な選挙を実現するための呼びかけを行う。

４　投票総参加の呼びかけ

選挙の意義及び一票の重みを県民に周知するとともに、県の広報媒体、各種団体広報誌等を効果的に活用し、具体的かつ積極的に棄権防止、投票参加の呼びかけを行う。

５　投票制度等の周知

県民の政治・選挙の意義についての認識を深めることを主眼に置き、期日前投票、不在者投票、在外投票、洋上投票等の投票制度及び選挙権年齢の引き下げ、インターネット選挙運動の解禁等の選挙制度並びに国民投票制度等の内容について、機会をとらえて引き続き啓発周知を行う。

また、新型コロナウイルス感染症感染者等を対象とした特例郵便等投票制度の導入、参議院議員比例代表選挙におけるいわゆる「特定枠制度」、最高裁判所裁判官国民審査の在外投票の導入などの近年行われた法令改正の内容についても積極的に周知を行い、制度の定着を図る。

６　市町村の啓発事業に対する支援

市町村への各種情報提供、市町村間の情報共有・連携促進等により、市町村の啓発活動を支援する。

なお、県と市町村の役割分担としては、県は、県内全域に渡るものや政治団体に対する啓発活動を主とし、市町村は、明るい選挙推進運動の実質的な主体として、地域に密着した活動を行うものとする。

７　安心して投票できる環境の周知

有権者が新型コロナウイルス感染症への不安から投票を断念することのないよう、市町村の選挙管理委員会と連携して、投票所における感染防止対策の状況及び有権者自らが採ることのできる感染防止対策に係る情報を様々な機会・媒体を通じて提供し、投票が安心して行えるものであることを周知する。